

平成22年大阪市条例第28号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表一般廃棄物（し尿、家庭から排出される粗大ごみ（一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。）で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。）の項中「240円」を「270円」に、「180円」を「210円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「58円」を「90円」に改める。

第33条第1項中「58円の範囲内で市規則で定める費用」を「90円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第30条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本市が収集し、又は処理施設へ搬入された一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前に本市が収集し、又は処理施設へ搬入された一般廃棄物の処理に係る手数料については

、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第33条の規定は、施行日以後に処理施設へ搬入された告示産業廃棄物の処分に係る費用について適用し、施行日前に処理施設へ搬入された告示産業廃棄物の処分に係る費用については、なお従前の例による。